

平成二十七年二月十三日受領
答 弁 第 二 二 五 号

内閣衆質一八九第二五号

平成二十七年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員大西健介君提出いわゆる「イスラム国」支配地域に渡航したとされる邦人情報に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出いわゆる「イスラム国」支配地域に渡航したとされる邦人情報に関する質

問に対する答弁書

一について

後藤健二氏に対しては、外務省担当部局から平成二十六年九月下旬及び十月上旬には電話で、同月中旬には対面で、合計三回にわたり、シリア全土及びイラクの一部の地域等について「退避を勧告します。渡航は延期してください。」との危険情報が発出されていることを説明しつつ、当該危険情報の対象地域に渡航しないよう働きかけを行っていた。

二及び七について

現在いわゆるISILの活動範囲内に邦人が所在しているとは、承知していない。

三について

御指摘の報道については承知している。

四について

我が国政府とフランス政府の間のやり取りについては、フランス政府との関係もあり、お答えを差し控

えたい。

五について

フランス人男性の妻である日本人女性に対して、平成二十六年十月中旬及び下旬に外務省の担当部局から対面で、シリアに渡航しないよう働きかけを行っていた。

六について

個別の事情聴取の有無については、これを明らかにすることにより、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

八について

いわゆるISILの活動範囲内においてはテロ、誘拐事件等が多発しており、当該範囲内への邦人の渡航を明らかにした場合、当該邦人への危害を誘発する等のおそれがあることから、原則として公表を差し控えることとなる。